

「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」
『建設する宿舎』及び『既設労働者宿舎』の取扱い

これから建設する宿舎

既設労働者宿舎

1 協議事項

- ① 対象工事として選定するか協議
- ② 宿泊施設を確保できない理由、室数等の規模、設備等
- ③ 労働者宿舎仕様基準に適合しているか

- ① 対象工事として選定するか協議
- ② 宿泊施設を確保できない理由、室数等の規模、設備等
- ③ 労働者宿舎仕様基準に適合しているか

協議が整わない場合
対象外

2 計上できる内容

- ① 宿舎（標準仕様部分）
 - ② 付帯設備（各室、共用）
 - ③ 宿舎の撤去費用
 - ④ 宿舎に関わる設備撤去費用（給排水関係等）
 - ⑤ 厨房室
 - ⑥ 外講等
 - ⑦ 給排水関係
- ※ ⑤～⑦の計上方法等は試行要領による

- ① 宿舎：構造躯体部に係るリース費用（協議により対象工事とした時点以降）
- ② 宿舎の撤去費用
- ③ 宿舎に関わる設備撤去費用（給排水関係等）

3 手順

① 『1 協議事項』を協議

② 試行要領対象工事として選定

③ 建設着手

④ 宿舎完成・立会確認

⑤ 利用開始

⑥ 契約変更（特記仕様書記載）

⑦ 工事完了2か月前協議（撤去か引継ぎ利用）

⑧ 撤去

① 『1 協議事項』を協議

② 仕様基準適合状況の立会確認

③ 試行要領対象工事として選定

④ 利用開始

⑤ 契約変更（特記仕様書記載）

⑥ 工事完了2か月前協議（撤去か引継ぎ利用）

⑦ 撤去

県発注他工事
引継ぎ利用

県発注他工事
引継ぎ利用